

日本高齢支援センター・感染症対応業務継続計画(策定・令和3年9月21日)

1, 事業・業務内容を確認する

介護保険法に基づく居宅介護支援の事業を行う。

介護サービス・医療・保健サービス等の利用により自宅にいる要介護高齢者(利用者)の生活維持及び介護状態の改善をもたらすマネジメントを提供する

当事業所が災害等による被害を受けたとしても早期の業務開始及び事業の継続がないと要介護高齢者の生活に支障をきたし、地域の介護サービス事業者の事業に影響を与える。

2, 自治体・報道による感染状況把握

事業所所在地の自治体からの情報や報道から所在地の感染状況を確認

3, 事業・業務継続に取り組む目的

- 1, 介護支援専門員の安全を確保し業務を確保して従業員とその家族の生活を守ること
- 2, 業務を提供して生活を支えている利用者の安全と生活を維持すること
- 3, 居宅介護に欠かせない介護サービス事業者が行う介護の利用者への提供を確保すること
- 4, 医療機関(調剤薬局を含む)の利用者への提供を確保すること
- 5, 感染症による感染者が出たとしても災害時と同じ事態に陥ることなく、従業員、利用者の安全、生活、業務を確保すること

4, 自然災害等の発生が事業活動に与える影響

(人員に関する影響)

感染症により従業員が感染したときはケアマネジメント業務に影響が予想される。

(建物・設備に関する影響)

感染症の感染予防用マスク確保の困難さが予想される。

(その他の影響)

感染症に感染した従業員とその家族の療養、治療確保が当社だけで確保するのが困難と予想される。

感染症の感染拡大による利用者・家族の不安により外部の者(介護サービス事業者の職員・医療従事者)との接触を拒否することも予想される。

介護サービス事業者の従事者に感染者が発生したことによるサービス提供の停止により利用者への介護の提供ができなくなることが予想される。

医療従事者に感染者が発生したことによる医療サービス提供の停止により利用者の受診機会の確保ができないことが予想される。

5, 事業継続強化の内容

(1)従事者が感染した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の安全確保	感染が拡大した時	体温・せき・だるさ・体調の報告 感染症の感染拡大時に消毒設備を設置する 従業員の手洗い、マスク着用を徹底する
		従業員の安全確認	感染直後	感染症感染拡大時に毎日の体温測定を実施し測定した体温を報告させる 感染状況は管理者が管理者に不都合がある時は次の従事者が把握し全員に共有する 本社に報告する
		利用者への支援提供	感染拡大直後	感染症感染の拡大の恐れがあるときには感染防止・予防の情報を伝達する 毎日の体温測定を促し、体調の不調の報告を求める 利用者・家族に感染者が出た時は感染したことの報告を求める 感染に対する治療・療養の手段を講じる
		介護サービス事業者の被害状況	感染拡大後翌日	地域で介護を提供しているすべての介護サービス事業者をリスト化しておく 地域で介護を提供しているすべての介護サービス事業者との人的交流を確保する 感染症の感染拡大時には介護サービス事業者での感染対策を確認する 介護サービス事業者の従事者に感染者が発生したときの情報提供を求める 介護サービス事業者が介護を提供している要介護高齢者に感染者が出た時は感染の状況の報告を求める
		医療機関の被害状況	感染拡大後3日	地域で医療を提供しているすべての医療機関(調剤薬局を含むが産科・小児科を除く)をリスト化しておく 地域で医療を提供しているすべての医療機関(調剤薬局を含む)との人的交流を確保する 感染症の感染拡大時には医療機関(調剤薬局も)での感染対策を確認する 医療機関の従事者に感染者が発生したとき

				<p>の情報提供を求める 医療(調剤薬局を含む)が医療を提供している要介護高齢者(利用者を含む)に感染者が出た時は感染の状況の報告を求める</p>
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役を責任者とした対策本部を立ち上げる	就業時間では発災後2時間後に、休日は半日後に立ち上げる	<p>設置基準の策定 連絡網の整備と点検</p>
3	被害状況の把握 被害情報の共有	従業員の感染状況、利用者の感染状況、介護サービス事業者及び医療機関の感染状況の確認 保険者の対応の把握	<p>従業員の感染状況は3時間以内に、利用者への感染確認は3日以内に、介護サービス事業所感染状況は2日以内に、医療機関の状況は3日以内それぞれ確認し従業員全員で共有し、介護サービス事業者に対しても情報共有を図る。 保険者の対応は随時確認をする。</p>	<p>従業員にあっては被害情報の確認手順の整理し、利用者に対しては事前に感染時の対応を通知し、介護サービス事業者には事前の協議を依頼する。 医療機関(調剤薬局を含む)には事前の協議を依頼する。 保険者には職能団体を通じて打ち合わせ申し入れを行う。 当社の被害状況及び復旧状況の見通しを保険者、地域包括支援センター及び介護サービス事業者に対して情報伝達方法を検討、策定する。</p>
4	その他の取組	感染症感染への対応	<p>従業員が感染したときは体調の不調、体温の報告を直ちに報告、利用者で感染したときは本人から、本人から連絡ができないときは家族から、本人家族から連絡が難しいときは近隣の住民や介護サービス事業者・医療機関(調剤薬局を含む)から情報を得る。 介護サービス事業者・医療機関(同)の従事者に感染者が出た時は事業者から連絡を得る</p>	<p>厚生労働省から発せられる感染症に関する情報と保険者からの情報を受けとる方法を確保する。</p>

(2) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組
介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第19条の2による研修、訓練を実施し業務継続計画の見直しを行う。

従業員対象の感染症の感染に関する訓練は感染者の把握と情報伝達訓練を年1回実施し、感染症対策訓練

の実施に際しては経営者の指揮のもと行う。

感染症対策では過去の感染症を含め直近での感染症情報を確認した研修を年1回実施する。

利用者を対象とした感染症での感染の把握・情報伝達訓練は利用者を交えての実施は利用者の負担に考慮してシミュレーションにて確認する。

介護サービス事業者を交えた訓練の実施を検討する。

感染症対策訓練を実施した結果を事業継続力強化計画と照らし合わせて不都合な点、実施に至らない点、検討事項で実現していない事項の洗い出しを行い、事業継続力強化が図られるよう計画の見直しを年1回行う。